

2013年4月30日 全2頁

# 本質が異なる第2のAIJ問題

## MR I インターナショナルの顧客資産消失問題

ロンドンリサーチセンター  
主任研究員 菅野泰夫

### [要約]

- 4月26日、金融庁（関東財務局）は、米金融業者の「MRI インターナショナル」に対し、行政処分を発表した。消失した日本の顧客資産の多くは個人投資家の資金とみられ、AIJ 投資顧問の年金資産消失問題（以下、AIJ 問題）以降、リスク管理強化を推進していた年金基金等の資金は殆ど存在しないことが推察される。
- 個人投資家への注意喚起や投資教育などの間接的な施策は考えられても、年金基金向けに強化された投資ガイドライン等の規制を施すことには限界があるだろう。今回の問題を受け当局においても、運用機関への直接規制の強化に舵を切らざるを得ず、AIJ 問題とは本質が異なる規制強化の道筋が現れる可能性も指摘される。

### 1. 被害は個人投資家が中心

金融庁（関東財務局）の発表によると、米金融業者（2008年に金融商品取引業者として登録）の「MRI インターナショナル(MRI INTERNATIONAL, INC.)」に対し、金融商品取引業者としての登録を取り消すこととした。報道等によると、1,300億円超に相当する顧客資産に疑義が生じており、大半が消失した可能性が高いとのことだ。今回のケースでは、昨年発覚した AIJ 投資顧問の年金資産消失問題（以下、AIJ 問題）とは異なり、被害の中心は年金基金等の機関投資家ではなく、個人投資家である可能性が高いともいえよう。

今回、MRI インターナショナルが採用していた運用スキームは、診療報酬請求権を額面より安く買い取り、保険会社に代わって請求してその利鞘を稼ぐものである。伝統的金融資産とは違ったオルタナティブ投資商品であるが故に、高い利回りが確保できる仕組みであるとの説明に投資家が納得していたとされる。超低金利状態が続く昨今の日本の運用環境では、魅力を感じてしまう個人投資家が多かったことも否めない。しかしながら、そもそも円建てで、今回のような高い確定利回りの商品は、一部のプロ向けの投資商品以外、現段階で殆ど存在しないといっても過言ではない。金融機関等の機関投資家は、日々、円建てのインカムゲインの水準は熟知しているため、資金拠出には至っていないことが推察される。

## 2. 今回の問題から推進が期待される規制改革

AIJ 問題以降、当局では運用機関の監視強化を進めていた。今回の MRI インターナショナルへの行政処分は、まさにその成果の一環ともいえる。AIJ 問題以降、主にオルタナティブ運用商品を取り扱う業者への牽制がうまく機能した結果であるだろう。ただし、現在進めている年金基金向けの投資ガイドラインの強化のように、個人投資家保護に関する課題は積み残されたともいえる。個人投資家への注意喚起や投資教育などの間接的な施策は考えられても、年金基金向けに強化された投資ガイドラインのように、一律の規制を施すことは困難との見方が強いからだ。

今後当局は、今日の問題を受けて、運用機関への直接規制の強化を更に推進していく可能性が高いと考えられる。既に報道等では、大手ファンドの金融庁本体での運用機関監視強化、少人数私募での募集要件等の改正など、AIJ 問題では指摘されなかった規制改革に着手する動きもみられている。国際会議の場でも議論されているシャドーバンキング規制にも合わせ、今後の運用機関への直接規制強化の流れに期待していきたい。

(了)